

固定資産税・都市計画税に関する事務審査の観点チェックリスト

1. 全体的な事項（評価実施手続に関する事項及び特定個人情報ファイルに共通する事項）

審査の観点（指針第10(2)）	審査の観点における主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(1) しきい値判断に誤りはないか。	—	—	—	—	問題は認められない。	対象人数が30万人以上に該当するため、全項目評価を実施することは、指針に適合している。
(2) 適切な実施主体が実施しているか。	—	1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。	—	—	問題は認められない。	番号法、規則及び指針において、千葉市長が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは特定個人情報保護評価の実施が義務付けられるとされており、また、固定資産税・都市計画税賦課・収納情報ファイルは千葉市長が保有するものであることから、実施主体は適切である。
(3) 公表しない部分は適切な範囲か。	—	—	—	—	問題は認められない。	評価書の内容は全て公表することとしている。
(4) 適切な時期に実施しているか。	—	—	—	—	問題は認められない。	前回の公表は平成27年2月27日である。規則及び指針により、公表から5年以内に特定個人情報保護評価の再度の実施をすることが望ましいとされており、令和2年2月26日に5年を経過することから、この時期に特定個人情報保護評価を実施することは適切である。
(5) 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	—	—	—	—	問題は認められない。	市民意見聴取については、市のホームページにおいて30日間実施する予定であり、方法は適切である。また、得られた意見のうち見直しを行うべきものについては評価書に適切に反映し、意見への対応状況は市ホームページで公表する予定である。

審査の観点(指針第10(2))	審査の観点における主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(6) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。			—	—	問題は認められない。	個人市民税に関する事務について、「Ⅰ基本情報」、「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」、「Ⅳその他のリスク対策」、「Ⅴ開示請求、問合せ」及び「Ⅵ評価実施手続」について、求められる事項を具体的に分かりやすく記載している。
(7) 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。			—	—	問題は認められない。	千葉県において、固定資産税・都市計画税に関する事務は財政局税務部課税管理課、税制課及び納税管理課が担当しており、特定個人情報保護評価の対象となる事務を行うに当たって、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができる部署である。
(9) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。			—	—	問題は認められない。	全項目評価書に例示されている各リスクにどのように対応しているか具体的に記載している。
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑩ その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。		—	—	問題は認められない。	評価書に記載したとおりに運用がなされていることについて、どのように自己点検を行うか、対象や頻度について具体的に記載している。

審査の観点(指針第10(2))	審査の観点における主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(12) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。			—	—	問題は認められない。	宣言の内容は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものである。
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑨ 特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業者に対する教育・啓発を行っているか。	70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。	32	IV 1. ①	問題は認められない。	情報セキュリティ責任者が職員等に対し、本評価書記載どおりシステムの運用がなされているかについて、定期的にセルフチェックシートを用いて自己点検させている。
71. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。		32	IV 1. ②	問題は認められない。	「千葉県特定個人情報保護評価監査マニュアル」及び「千葉県情報セキュリティ対策基準」に基づき、内部監査並びに情報セキュリティ監査及び情報セキュリティポリシーの遵守状況確認を定期的又は必要に応じて随時実施することとしている。	
72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対する教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。		32	IV 2	問題は認められない。	「千葉県情報セキュリティ対策基準」に基づき、情報セキュリティ責任者等に対する研修を年1回以上実施することとしている。 また、職員等に対しては、情報セキュリティの確保に関する禁止行為及びそれらに対する罰則の内容を含む研修を年に1回実施することとしている。	
73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。		34	VI 2	実施予定	令和元年9月1日から同年9月30日まで市民意見聴取を実施する予定である。	

固定資産税・都市計画税に関する事務審査の観点チェックリスト

2. 個別事項（個別手続及び個別特定個人情報ファイルに関する事項）

審査の観点(指針第10(2))	審査の観点における主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	3	I 1. ②	問題は認められない。	評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載している。
		3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。	3	I 2. ②	問題は認められない。	各システムの機能について具体的に記載している。
		4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。	3	I 2. ③	問題は認められない。	当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載している。
(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。	8	I 4. ①	問題は認められない。	特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを事務の流れに即して具体的に説明している。

審査の観点(指針第10(2))	審査の観点における主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。	8	I 4. ②	問題は認められない。	評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットを具体的に記載している。
		7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。	9,10	I (別添1)	問題は認められない。	事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れが具体的に記載されている。
(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	9,10	II 2. ③	問題は認められない。	事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れが具体的に記載されている。
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	11	II 2. ④	問題は認められない。	特定個人情報ファイルを保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載している。

審査の観点(指針第10(2))	審査の観点における主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	12	Ⅱ 3. ④	問題は認められない。	特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載している。
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	12	Ⅱ 3. ⑤	問題は認められない。	特定個人情報の入手の事実及び使用目的の本人への明示について、具体的に記載している。
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	12	Ⅱ 3. ⑥	問題は認められない。	特定個人情報の使用目的について具体的に記載している。
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	12	Ⅱ 3. ⑧	問題は認められない。	突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載している。

審査の観点(指針第10(2))	審査の観点における主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	12	Ⅱ 3. ⑧	問題は認められない。	特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	12	Ⅱ 3. ⑧	問題は認められない。	特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う点について、具体的に記載している。
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	13～18	Ⅱ 4. ②	問題は認められない。	委託が必要な理由が具体的に記載されている。
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	13～18	Ⅱ 4. ⑤ ⑥	問題は認められない。	委託先名の確認方法及び委託先名が具体的に記載されている。
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	13～18	Ⅱ 4. ⑧	問題は認められない。	再委託する場合の手続・方法が具体的に記載されている。

審査の観点(指針第10(2))	審査の観点における主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	18,19	Ⅱ 5. ②	問題は認められない。	提供先における用途は具体的に記載されている。
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	18,19	Ⅱ 5. ②	問題は認められない。	移転先における用途は具体的に記載されている。
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	19	Ⅱ 6. ①	問題は認められない。	保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載している。
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	19	Ⅱ 6. ②	問題は認められない。	特定個人情報の保管期間は妥当であり、その理由も具体的に記載されている。
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	20	Ⅱ 6. ③	問題は認められない。	保管期間を経過した特定個人情報の消去方法が具体的に記載されている。

審査の観点(指針第10(2))	審査の観点における主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	22	Ⅲ 2. リスク 1	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	22	Ⅲ 2. リスク 1	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	22	Ⅲ 2. リスク 2	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

審査の観点(指針第10(2))	審査の観点における主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	22	Ⅲ 2. リスク 3	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	22	Ⅲ 2. リスク 3	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	22	Ⅲ 2. リスク 3	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

審査の観点(指針第10(2))	審査の観点における主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	23	Ⅲ 2. リスク 4	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	23	Ⅲ 2. その他のリスク	該当なし。	—
	④ 特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	23	Ⅲ 3. リスク 1	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

審査の観点(指針第10(2))	審査の観点における主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	④ 特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要なない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	23	Ⅲ 3. リスク 1	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	23	Ⅲ 3. リスク 2	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	24	Ⅲ 3. リスク 2	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

審査の観点(指針第10(2))	審査の観点における主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	④ 特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	24	Ⅲ 3. リスク 2	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録などを残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	24	Ⅲ 3. リスク 2	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

審査の観点(指針第10(2))	審査の観点における主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	④ 特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	24	Ⅲ 3. リスク 3	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	24	Ⅲ 3. リスク 4	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	25	Ⅲ 3. その他のリスク	該当なし。	—

審査の観点(指針第10(2))	審査の観点における主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑤ 特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	25	Ⅲ 4. 情報管理体制	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	25	Ⅲ 4. 閲覧者の制限	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	25	Ⅲ 4. 記録	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

審査の観点(指針第10(2))	審査の観点における主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑤ 特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	25	Ⅲ 4. 提供ルール	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	25	Ⅲ 4. 消去ルール	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

審査の観点(指針第10(2))	審査の観点における主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑤ 特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	25	Ⅲ 4. 委託契約中の規定	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	26	Ⅲ 4. 再委託	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	26	Ⅲ 4. その他のリスク	該当なし。	—

審査の観点(指針第10(2))	審査の観点における主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑥ 特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	26	Ⅲ 5. リスク 1	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	26	Ⅲ 5. リスク 1	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

審査の観点(指針第10(2))	審査の観点における主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑥ 特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	26	Ⅲ 5. リスク 2	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	26	Ⅲ 5. リスク 3	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	26	Ⅲ 5. その他のリスク	該当なし。	—

審査の観点(指針第10(2))	審査の観点における主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑦ 情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、目的外の入手が行われないうえに講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	27	Ⅲ 6. リスク 1	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入力しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	27	Ⅲ 6. リスク 2	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	27	Ⅲ 6. リスク 3	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

審査の観点(指針第10(2))	審査の観点における主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑦ 情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	28	Ⅲ 6. リスク 4	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	—	Ⅲ 6. リスク 5	該当なし。	—
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	—	Ⅲ 6. リスク 6	該当なし。	—
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	—	Ⅲ 6. リスク 7	該当なし。	—
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	—	Ⅲ 6. その他のリスク	該当なし。	—

審査の観点(指針第10(2))	審査の観点における主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑧ 特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	29	Ⅲ 7. リスク 1⑤	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	30	Ⅲ 7. リスク 1⑥	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時の対応などについて具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	30	Ⅲ 7. リスク 1⑨	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	30	Ⅲ 7. リスク 1⑨	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

審査の観点(指針第10(2))	審査の観点における主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑧ 特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	30	Ⅲ 7. リスク 1⑩	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するためにしている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	30	Ⅲ 7. リスク 2	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	31	Ⅲ 7. リスク 3	問題は認められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	31	Ⅲ 7. その他のリスク	該当なし。	—

審査の観点(指針 第10(2))	審査の観点に おける 主な考慮事項	審査の観点におけ る主な考慮事項 (細目)	該当箇所		審査結果	所見
			ページ	項番号		
(11) 記載されたり リスクを軽減させる ための措置は、個 人のプライバシー 等の権利利益の 侵害の未然防止、 国民・住民の信頼 の確保という特定 個人情報保護評 価の目的に照ら し、妥当なもの か。	⑩ その他、評 価実施機関 に特有な問題 や懸念に対 し、特定され たリスクを軽 減するために 講ずべき措置 を具体的に記 載している か。記載され た対策は、特 定個人情報 保護評価の 目的に照らし 妥当なもの か。		—	—	該当な し。	—